

第164号議案 長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例

	ページ
1 改正の概要 2 ～ 3
2 新旧対照表 4 ～ 9
(参考)	
○ 令和5年12月における組織の改正案 10 ～ 12
○ 事務分掌条例に係る部等の変遷 13

総 務 部
令和5年12月

1 改正の概要

(1) 組織改正の考え方

新たな施策への対応や行政課題を解決するため、また、効果的かつ効率的に業務を行うため組織改正を行う。

(2) 主な条例改正の内容

ア DX部門の強化

本市全体の更なるDX（デジタル・トランスフォーメーション）を強力に推進するため、「情報政策推進部」を新設し、現在の市長直下の組織である「情報政策推進室」及び総務部の「情報統計課」の事務を移管する。

イ 秘書広報部の見直し

広報戦略の策定、全員広報の意識の浸透などの設置目的を一定達成したことから「秘書広報部」を廃止し、施策との効果的な連携を図るため、秘書課、広報広聴課、国際課の業務を「企画財政部」へ移管する。

なお、東京事務所については、本市と中央省庁等における連絡調整を行う組織であることから市長直下の組織とする。

ウ 企画部門・財政部門の強化

本市の人口減少や世界情勢の変化などを捉えた重要施策を更に推進するためには、新たな財源の確保及び収支改善による安定的な財政運営が必要であることから、「企画財政部」の「予算その他財務に関する事務」を「理財部」に移管し、「企画財政部」を「企画政策部」に、「理財部」を「財務部」に改称する。

エ 経済部門の強化

様々な分野が連携したオープンイノベーションの推進やスタートアップ支援などを進め、長崎特有の強みを活かした新たな産業の創出をより強化し、これまで以上に人や企業や投資を呼び込み、経済再生に資するため、商工部の事務を見直し、「経済産業部」に改称する。

(3) 施行日

令和6年4月1日

2 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所及び室を設け、その分掌事務を定める。</p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p><u>情報政策推進室</u></p> <p><u>情報政策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</u></p> <p><u>秘書広報部</u></p> <p><u>(1) 秘書に関すること。</u></p> <p><u>(2) 広報及び広聴に関すること。</u></p> <p><u>(3) 国際交流に関すること。</u></p> <p><u>企画財政部</u></p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p><u>(3) 予算その他財務に関すること。</u></p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部、総合事務所、<u>室及び東京事務所</u>を設け、その分掌事務を定める。</p> <p>防災危機管理室</p> <p>防災及び危機管理に関すること。</p> <p><u>東京事務所</u></p> <p><u>中央官庁その他関係団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>企画政策部</u></p> <p>(1) 総合計画に関すること。</p> <p>(2) 施策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</p> <p><u>(3) 秘書に関すること。</u></p>

現行	改正案
<p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p> <p>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p><u>(4) 情報に関すること。</u></p> <p><u>(5) 統計に関すること。</u></p> <p><u>(6) 他の所管に属しない事項に関すること。</u></p> <p><u>理財部</u></p> <p><u>(1) 市有財産に関すること。</u></p> <p><u>(2) 税に関すること。</u></p> <p><u>(3) 契約及び工事等の検査に関すること。</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 市民生活に関すること。</p> <p>(2) 市民相談に関すること。</p>	<p><u>(4) 広報及び広聴に関すること。</u></p> <p><u>(5) 国際交流及びグローバル化の推進に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>(1) 議会に関すること。</p> <p>(2) 行政管理に関すること。</p> <p>(3) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。</p> <p><u>(4) 他の所管に属しない事項に関すること。</u></p> <p><u>情報政策推進部</u></p> <p><u>(1) 情報政策の総合的な企画、推進及び調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 統計に関すること。</u></p> <p><u>財務部</u></p> <p><u>(1) 予算その他財務に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市有財産に関すること。</u></p> <p><u>(3) 税に関すること。</u></p> <p><u>(4) 契約及び工事等の検査に関すること。</u></p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 市民生活に関すること。</p> <p>(2) 市民相談に関すること。</p>

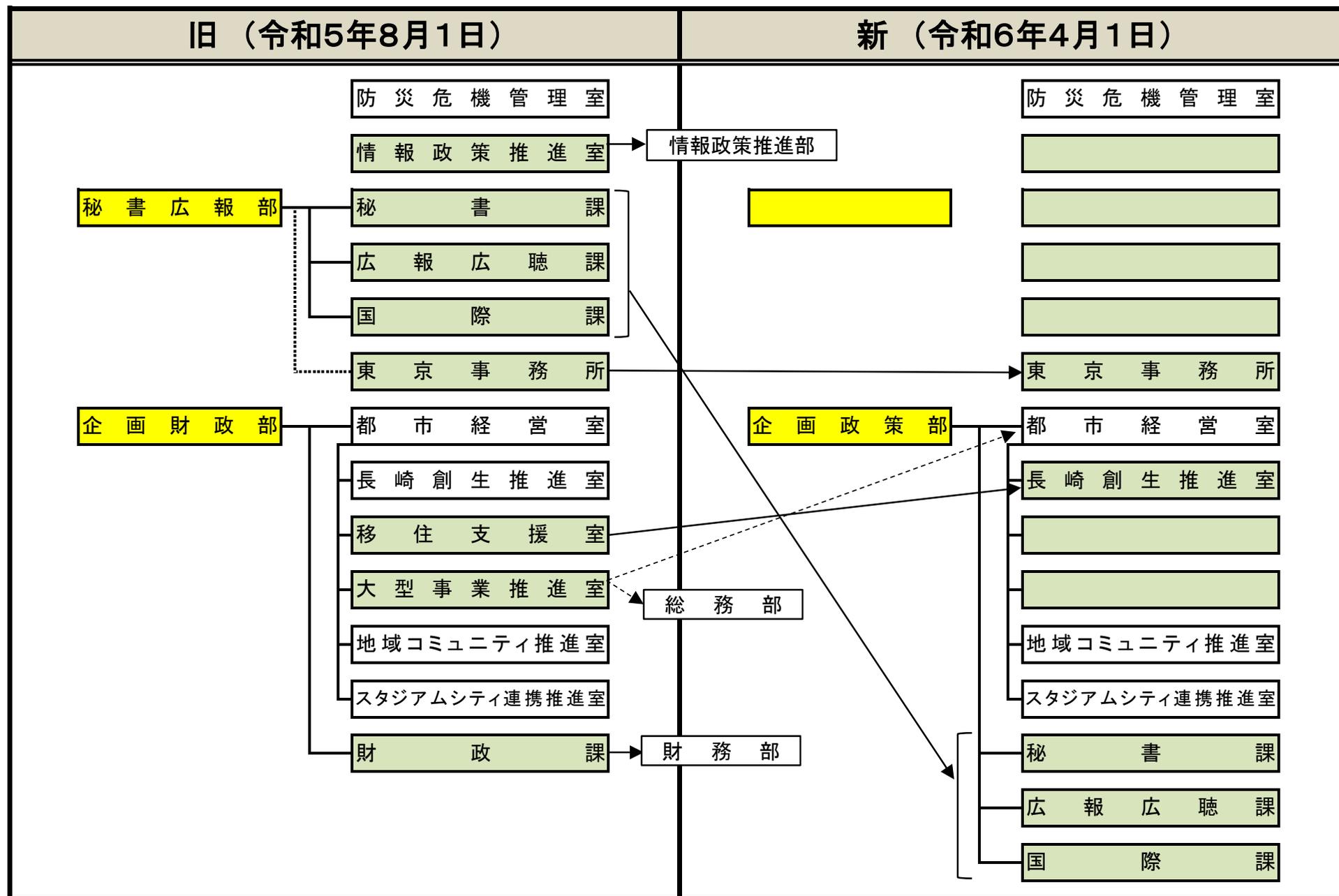
現行	改正案
<p>(3) 交通安全に関すること。</p> <p>(4) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(5) 芸術文化に関すること。</p> <p>(6) スポーツに関すること。</p> <p>(7) 男女共同参画の推進に関すること。</p> <p>(8) 消費生活に関すること。</p>	<p>(3) 交通安全に関すること。</p> <p>(4) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</p> <p>(5) 芸術文化に関すること。</p> <p>(6) スポーツに関すること。</p> <p>(7) 男女共同参画の推進に関すること。</p> <p>(8) 消費生活に関すること。</p>
<p>原爆被爆対策部</p>	<p>原爆被爆対策部</p>
<p>(1) 原子爆弾被爆対策に関すること。</p> <p>(2) 平和推進に関すること。</p>	<p>(1) 原子爆弾被爆対策に関すること。</p> <p>(2) 平和推進に関すること。</p>
<p>福祉部</p>	<p>福祉部</p>
<p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>	<p>(1) 社会福祉に関すること。</p> <p>(2) 介護保険に関すること。</p>
<p>市民健康部</p>	<p>市民健康部</p>
<p>(1) 健康に関すること。</p> <p>(2) 保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 環境衛生に関すること。</p> <p>(4) 保健所に関すること。</p> <p>(5) 医療に関すること。</p> <p>(6) 医療保険に関すること。</p> <p>(7) 診療所に関すること。</p>	<p>(1) 健康に関すること。</p> <p>(2) 保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 環境衛生に関すること。</p> <p>(4) 保健所に関すること。</p> <p>(5) 医療に関すること。</p> <p>(6) 医療保険に関すること。</p> <p>(7) 診療所に関すること。</p>
<p>こども部</p>	<p>こども部</p>

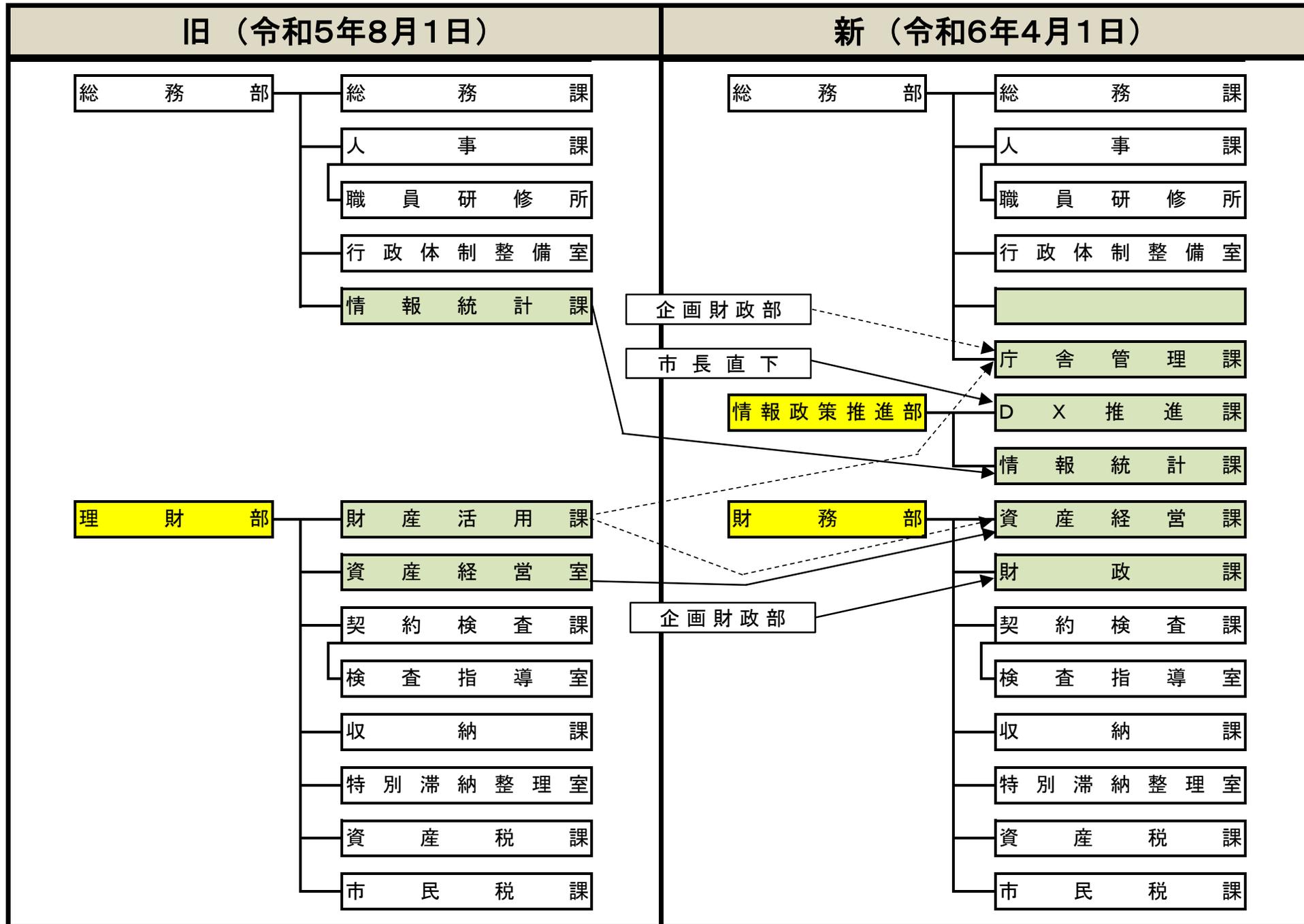
現行	改正案
<p>子どもに関すること。</p> <p>環境部</p> <p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p><u>商工部</u></p> <p><u>(1)</u> 商業及び工業に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 貿易に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 雇用に関すること。</p> <p>文化観光部</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) 歴史文化に関すること。</p> <p>水産農林部</p> <p>(1) 水産業に関すること。</p> <p>(2) 農業及び畜産業に関すること。</p> <p>(3) 林業に関すること。</p> <p>土木部</p> <p>(1) 道路その他土木に関すること。</p> <p>(2) 河川に関すること。</p> <p>(3) 用地取得に関すること。</p> <p>(4) 公園に関すること。</p>	<p>子どもに関すること。</p> <p>環境部</p> <p>(1) 環境保全に関すること。</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。</p> <p><u>経済産業部</u></p> <p><u>(1)</u> <u>経済産業の振興に関すること。</u></p> <p><u>(2)</u> 商業及び工業に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 貿易に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 雇用に関すること。</p> <p>文化観光部</p> <p>(1) 観光に関すること。</p> <p>(2) 歴史文化に関すること。</p> <p>水産農林部</p> <p>(1) 水産業に関すること。</p> <p>(2) 農業及び畜産業に関すること。</p> <p>(3) 林業に関すること。</p> <p>土木部</p> <p>(1) 道路その他土木に関すること。</p> <p>(2) 河川に関すること。</p> <p>(3) 用地取得に関すること。</p> <p>(4) 公園に関すること。</p>

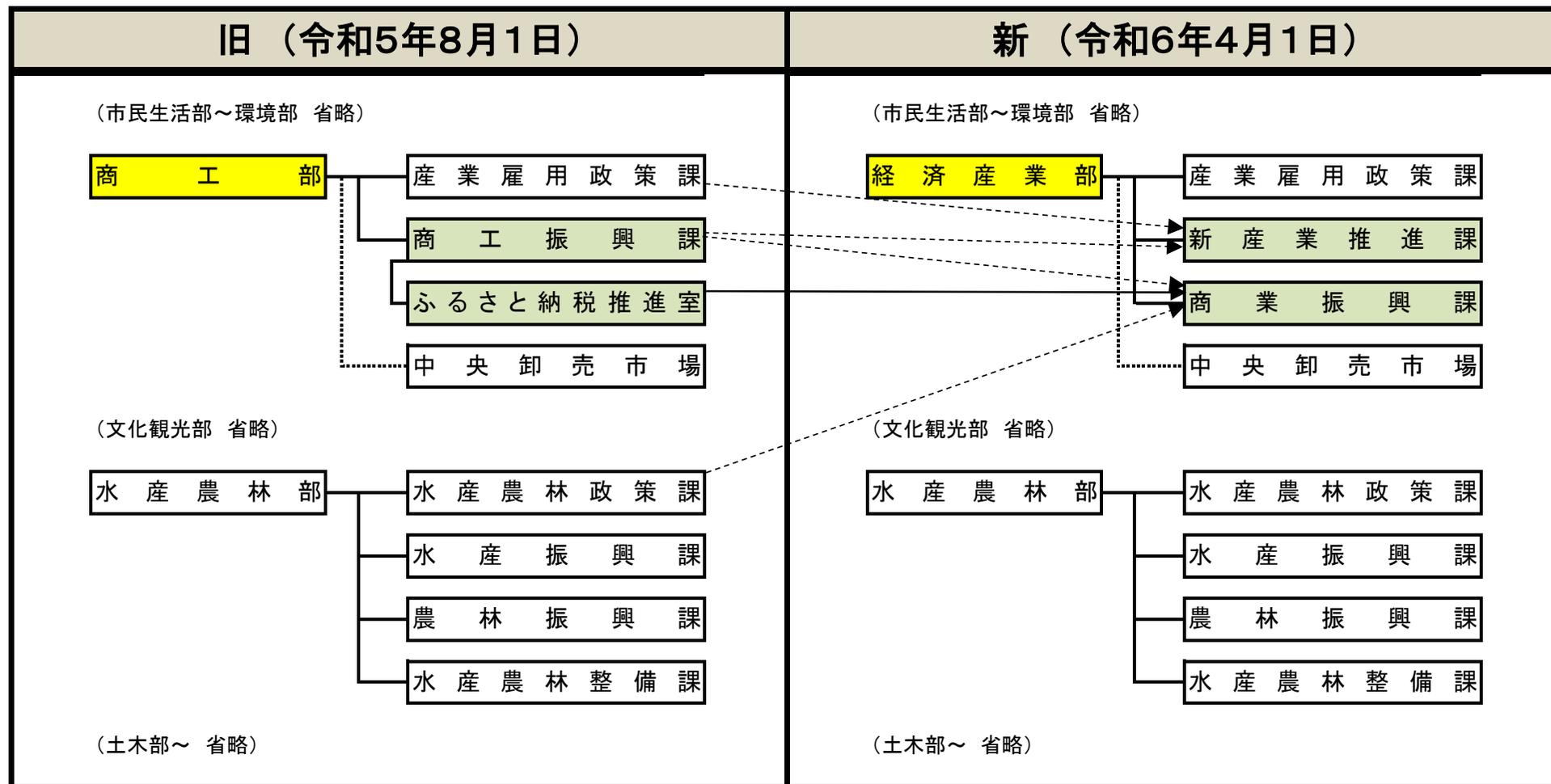
現行	改正案
<p>まちづくり部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画に関する事。 (2) 都市交通その他運輸対策に関する事。 (3) 景観に関する事。 (4) 港湾に関する事。 (5) 都市開発その他都市整備に関する事。 <p>建築部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築に関する事。 (2) 住宅に関する事。 <p>中央総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 <p>東総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 <p>南総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 <p>北総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 	<p>まちづくり部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画に関する事。 (2) 都市交通その他運輸対策に関する事。 (3) 景観に関する事。 (4) 港湾に関する事。 (5) 都市開発その他都市整備に関する事。 <p>建築部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築に関する事。 (2) 住宅に関する事。 <p>中央総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 <p>東総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 <p>南総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。 <p>北総合事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域の社会福祉及び健康に関する事。 (2) 地域の道路、公園その他土木に関する事。

現行	改正案
<p>(委任)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</p>

○令和6年4月1日付 組織改正(案)







※ 表中の矢印は、業務の移管のうち主なものを記載している。

・実線の矢印 → 事務の全部を移管するもの。

・点線の矢印 → 事務の一部を移管するもの。

※ 表中の課相当組織の名称については、今後変更の可能性がある。

○ 令和6年4月1日付組織改正 [令和5年8月1日との比較]

部 : 増減なし、 課 : +1、 課内室 : ▲3

○事務分掌条例に係る部等の変遷

H31	R元.8	R2	R3	R4	R5	R6(見込)
秘書課						
広報広聴課						
防災危機管理室						防災危機管理室
			情報政策推進室			
	秘書広報部					
						東京事務所
企画財政部						企画政策部
総務部						総務部
						情報政策推進部
理財部						財務部
市民生活部						市民生活部
原爆被爆対策部						原爆被爆対策部
福祉部						福祉部
市民健康部						市民健康部
こども部						こども部
環境部						環境部
商工部						経済産業部
文化観光部						文化観光部
水産農林部						水産農林部
土木部						土木部
まちづくり部	まちづくり部					まちづくり部
	建築部					建築部
中央総合事務所						中央総合事務所
東総合事務所						東総合事務所
南総合事務所						南総合事務所
北総合事務所						北総合事務所
18	20	20	20	20	20	20

(各年度4月1日時点における部及び総合事務所の数(R元.8を除く))